

正誤表 (P. 64)

誤

正

(4) 種々の観点からの機械電気設備の寿命

機械電気設備の劣化・損傷状況は、利用環境等の影響を受けるため、寿命を一律に定めることは困難である。しかしながら、更新の検討を行うための一つの目安として、公会計（減価償却の観点）や国の基準による耐用年数、過去からの使用実績などの考え方がある。

種々の観点からの機械電気設備の寿命等は次に示すとおりとする。

表 5.2-5 寿命の考え方

機械電気設備	寿命の考え方 (単位: 年)				
	適化法上	公会計上	国の基準等	使用実績	目標寿命
雨水ポンプ設備 (ポンプ本体)	7	20	20	35	35
雨水ポンプ設備 (駆動用機関)		20	20	35	35 ※部会で決定
スクリーン設備	7	20	雨水:20 汚水:15	30	30
制水扉設備	7	20	Mt:15 鋳物:25	Mt:30 鋳物:35	Mt:30 鋳物:35
汚水ポンプ設備	7	20	15	30	30
沈殿池設備	7	20	15	30	30
生物反応槽設備	7	20	10	15	15
送風機設備	7	20	20	30	30
重力濃縮槽設備	7	20	15	25	25
機械濃縮設備	7	20	15	23	23
脱水設備	7	20	15	23	23
焼却設備・溶融設備	7	20	10	23	23
消毒設備	7	10	10	30	30
受変電設備	7	20	10~25	25	25
自家発電設備	7	15	15	25	25
監視制御設備	7	20	10~25	20	20
昇降設備	17	17	17	30	30

- Mt：鋼構造物
- 適化法上：「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」第 14 条の規定に基づく処分制限期間
- 公会計上：公会計上で定められた寿命
- 国の基準等：国が定める手引きなどによって設定されている寿命
- 使用実績：府が管理する機械電気設備の実績を基に設定した寿命
- 目標寿命：府が管理する機械電気設備で目標とする寿命

(4) 種々の観点からの機械電気設備の寿命

機械電気設備の劣化・損傷状況は、利用環境等の影響を受けるため、寿命を一律に定めることは困難である。しかしながら、更新の検討を行うための一つの目安として、公会計（減価償却の観点）や国の基準による耐用年数、過去からの使用実績などの考え方がある。

種々の観点からの機械電気設備の寿命等は次に示すとおりとする。

表 5.2-5 寿命の考え方

機械電気設備	寿命の考え方 (単位: 年)				
	適化法上	公会計上	国の基準等	使用実績	目標寿命
雨水ポンプ設備 (ポンプ本体)	7	20	20	35	35
雨水ポンプ設備 (駆動用機関)		20	20	35	35 ※部会で決定
スクリーン設備	7	20	雨水:20 汚水:15	30	30
制水扉設備	7	20	Mt:15 鋳物:25	Mt:30 鋳物:35	Mt:30 鋳物:35
汚水ポンプ設備	7	20	15	30	30
沈殿池設備	7	20	15	30	30
生物反応槽設備	7	20	10	15	15
送風機設備	7	20	20	30	30
重力濃縮槽設備	7	20	15	25	25
機械濃縮設備	7	20	15	23	23
脱水設備	7	20	15	23	23
焼却設備・溶融設備	7	20	10	23	23
消毒設備	7	10	10	30	30
受変電設備	7	20	10~20	25	25
自家発電設備	7	15	15	25	25
監視制御設備	7	20	7~15	20	20
昇降設備	17	17	17	30	30

- Mt：鋼構造物
- 適化法上：「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」第 14 条の規定に基づく処分制限期間
- 公会計上：公会計上で定められた寿命
- 国の基準等：国が定める手引きなどによって設定されている寿命
- 使用実績：府が管理する機械電気設備の実績を基に設定した寿命
- 目標寿命：府が管理する機械電気設備で目標とする寿命